

栃木県立夜間中学設置基本計画(案)

令和6(2024)年7月時点

栃木県教育委員会

目 次

1 夜間中学について

- (1) 夜間中学とは
- (2) 国の動向
- (3) 全国の設置状況
- (4) 栃木県の状況

2 ニーズ調査について

- (1) 令和元(2019)年度「夜間中学」に関するニーズ調査
- (2) 令和6(2024)年度「多様な学び」のニーズ調査

3 栃木県立夜間中学設置の基本的な考え方

- (1) 設置理念
- (2) 開校時期
- (3) 設置場所
- (4) 設置形態
- (5) 学校規模
- (6) 対象生徒
- (7) 修業に関すること
- (8) その他

4 これまでの取組と今後の予定

- (1) これまでの取組
- (2) 今後の予定

1 夜間中学について

(1) 夜間中学とは

公立中学校の夜間学級、いわゆる「夜間中学」は、戦後の混乱期の中で、生活困窮など様々な理由から、昼間に就労または家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒が多くいたことから、それらの生徒に義務教育の機会を提供することを目的として、昭和 20 年代初頭に中学校に付設された学級である。公立中学校の二部授業という形で、夜に授業が受けられる夜間学級を設置したのが始まりで、昭和 30 年頃には、設置中学校の数は 80 校以上を数えたが、就学援助策の充実や社会情勢の変化に伴って減少した。

現在、夜間中学に通っている人たちは、戦後の混乱期に学齢期を迎えたために学校に通えなかった人や、いわゆる中国残留孤児の人、親の仕事や結婚などに合わせて来日したものの日本の学齢を経過していた人、昼間の中学校で不登校となって中学校を卒業しなかった人、不登校等のためにほとんど学校に通えないまま、学校の教育的配慮により中学校を卒業した人など様々だが、いずれも、何らかの事情で学齢期に義務教育の機会を十分に得られなかった人たちである。夜間中学では、このような多様な背景をもった人たちの「学びたい」という願いに対応して幅広い教育を行うなど、学びの機会の確保に重要な役割を果たしている。

(2) 国の動向

平成 28（2016）年 12 月には、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、全ての地方公共団体に、夜間中学における就学機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする」とされた。

平成 29（2017）年 3 月には、「義務教育費国庫負担法」が改正され、都道府県が夜間中学を設置する場合においても、教職員給与等に要する経費が国庫負担の対象に加えられた。このことにより、都道府県立の夜間中学の設置が進んでいる。

平成 30（2018）年 6 月には、「第 3 期教育振興基本計画」が閣議決定され、「全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進する」ことが、政府の方針となった。

令和 3（2021）年 1 月に、衆議院予算委員会で、菅総理大臣（当時）が、「夜間中学の教育活動を支援するとともに、今後 5 年間ですべての都道府県・指定都市に夜間中学が少なくとも一つ設置される、このことを目指し、全国知事会や指定都市市長会の協力を得て、取り組んでいきたい」と答弁した。

令和 5（2023）年 6 月には、「第 4 期教育振興基本計画」が閣議決定され、「全ての都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進する」ことが明記され、設置数の増加が指標として設定された。

(3) 全国の設置状況

令和 6（2024）年 4 月時点で、公立夜間中学は 31 都道府県・指定都市に 53 校が設置されている。

資料 1

(4) 栃木県の状況

令和2(2020)年の国勢調査によると、本県の未就学者(※1)が1,648人、最終卒業学校が小学校の者(※2)の数は12,145人となっている。

文部科学省「令和4(2022)年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、国立、公立、私立の小・中学校の不登校児童生徒数が約29万9千人(過去最多)となっている。本県の「令和4(2022)年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(本県公立学校分)では、不登校を理由に長期欠席した児童生徒数は、小・中学校合計で5,137人、不登校児童生徒数の割合は3.60%であった。このことから、小・中学校において十分に学ぶことができずに卒業した方が一定程度存在していると考えられる。

また、県内市町の住民基本台帳に基づく外国人住民数は49,843人(対前年比5,102人増)で、県人口に占める割合は2.60%(対前年比0.28ポイント増)となっている。

本県においては、義務教育を十分に受けられなかった方や、日本語習得を目指す外国籍の方の学びの場として、自主夜間中学(※3)が宇都宮市と小山市に開校している。

※1 「未就学者」：小学校にも中学校にも在学したことのない人又は小学校を中途退学した人

※2 「最終卒業学校が小学校の者」：小学校のみ卒業した人又は中学校を中途退学した人

※3 「自主夜間中学」：学び直しを求める者や外国人等に基礎教育を提供するために、県民が自主的に運営する学びの場

①「とちぎ自主夜間中学宇都宮校」(令和3年8月開校)

②「みんなの学び場 おやま」(令和3年8月開校)

2 ニーズ調査について

(1) 令和元(2019)年度「夜間中学」に関するニーズ調査

本県における中学校夜間学級（以下「夜間中学」）の設置にかかる需要及び課題等の現状を把握するために県内在住の方（外国人を含む）を対象に実施した。

【調査方法】

県内在住者（日本人及び外国人）を対象にアンケートはがき付リーフレットの配布

【調査項目】

「夜間中学があったら良いと思うか」等6項目

【配布場所】

- ① 県・市町の公共施設（庁舎、公民館、図書館、コミュニティセンター等）
- ② 高齢者・就学者支援機関（福祉支援センター、生涯学習センター、シルバー大学校、自立支援施設、地域若者サポートステーション、職業安定所等）
- ③ 外国人支援機関（国際交流協会、日本語教室、出入国在留管理局等）
- ④ その他（商業施設、銀行、関係研修会等）

【結果概要】

配布数 40,257（日本 20,365、英 5,158、中国 5,004、ベトナム 4,839、ポルトガル 4,891）

回答数 960（日本 877、英 28、中国 14、ベトナム 12、ポルトガル 29）

「夜間中学」があったらよいと思うか。

思う…853 通(88.9%) 思わない…104 通(10.8%) 無回答…3 通(0.3%)

有効回答の内、88.9%が夜間中学を必要だと答えており、関心の高さや公立夜間中学への強いニーズが反映された結果であった。

資料2

(2) 令和6(2024)年度「多様な学び」のニーズ調査

「中学校の学習内容をもう一度学び直したい」、「日本語を学習したい」など、幅広い学びのニーズを把握し、様々な学びを求める方への支援の在り方を検討するため、以下のとおり調査を実施した。

【調査対象】 県内在住の以下の方

- ① 様々な事情で学齢期（～15歳）に十分な教育を受けられなかった方
- ② 日本語習得に困難がある学齢期を経過した外国籍の方

【調査項目】

・国籍 ・年齢 ・性別 ・居住地 ・学びたい目的や内容 ・その他(ご意見等)

【配布場所】

県・市町の公共施設（庁舎、公民館、図書館、コミュニティセンター等）、自主夜間中学（宇都宮・小山）、国際交流協会（地域日本語教室）、フリースクール関係、日本語学校（民間）、出入国在留管理局、職業安定所、栃木県子ども若者引きこもり総合相談センター「ポラリスとちぎ」（宇都宮市）、日光市引きこもり相談センター「かはやき」、宇都宮市青少年自立支援センター「ふらっぷ」、とちぎ若者サポートステ

ーション（県央、県南、県北）、高齢者支援機関（シルバー大学校等）、各道の駅、各研修会場 等

【結果概要】

○ 回答者の属性

- ・ 国籍は、「日本」が約4割であり、外国籍では、「ネパール」（8.9%）、「ペルー」（7.2%）、「ベトナム」（5.6%）、「パキスタン」（5.2%）、「タイ」（4.5%）、「中国」（4.5%）、「フィリピン」（4.3%）、「スリランカ」（3.7%）の順に多い。
- ・ 年齢は、「40代」（19.2%）が最も多く、「30代」（18.6%）、「15～19歳」（16.1%）と続く。
- ・ 居住地を地域別にみると、県南地域（289人）が最も多く、次いで県央地域（157人）となっている。

○ 学び（直し）たい目的や内容（複数回答）

- ・ 全体では、「生活を豊かにする知識や技能を学びたい（趣味など）」（294件）が最も多い。
- ・ 国籍別にみると、日本国籍以外の方では、「日常生活を送るために必要な日本語を学びたい」（202件）が最も多い。
- ・ 県立夜間中学に係るニーズの可能性のある選択肢を回答した方が127人おり、居住地は県南地域（85人）が最も多かった。また、6割が外国籍の方であり、年齢は「15～19歳」（47.7%）が最も多かった。

○ 自由記述

様々な事情から十分な教育を受けられなかった方の学び直しや、外国籍の方の日本語学習に係る希望のほか、クラスメイトとの交流やオンラインを活用した授業等を求める意見があった。

資料3

3 栃木県立夜間中学設置の基本的な考え方

(1) 設置理念

ア 学びを求める人が、誰でも、いつからでも最適な学び直しができる学校づくり

イ 社会的自立に向けて、進級・卒業・進学・就労までの切れ目ない支援体制を整え、自分の夢に向かって学び続ける人材の育成

(2) 開校時期

令和 8 (2026) 年 4 月

(3) 設置場所

栃木県立学悠館高等学校 校舎内

〒328-8558 栃木県栃木市沼和田町 2 番 2 号

(4) 設置形態

単独校として設置する。

(5) 学校規模

ア 1 学年 1 学級とする。

イ 1 学級につき、生徒は35人以内とする。

(6) 対象生徒

原則県内に居住し、通学が可能な学齢経過者で、義務教育段階の学びを求める者
(義務教育を修了していない者、十分な学びができずに中学校を卒業した者等)

※国籍は問わない

(7) 修業に関すること

ア 入学

(ア) 原則、第 1 学年 4 月入学とする。

(イ) 入学希望者の学習履歴や希望等に応じて、校長の判断により、年間を通じた入学や第 2 学年又は第 3 学年からの入学も可能とする。

(ウ) 10 月以降、第 3 学年の入学は行わないものとする。

イ 進級・卒業

進級・卒業は、3 月末とする。

ウ 修業年限

修業年限は、原則 3 年とする。

ただし、生徒本人の意思と学習の修得状況を踏まえ、校長の判断により当該学年に留め置いて学習を継続することもできる。

(8) その他

ア 授業料、教科書代は無償、入学金は徴収しない。

イ 教材費（授業で使う学習用具、学校行事に関する経費等）は、本人の実費負担とする。

ウ 学校行事（運動会や校外学習等）を実施する。

4 これまでの取組と今後の予定

(1) これまでの取組

ア 夜間中学に関する連絡会議の開催

計 9 回開催（H30. 12～R6. 2）

国や他自治体の動向、ニーズ調査や先進校視察の結果の共有、有識者の講話
構成員は、市町教委担当者、庁内関係課、県教育事務所、国際交流協会

イ 先進校視察

(ア) R2. 12：茨城県常総市立水海道中学校夜間学級

(イ) R4. 1：川口市立芝西中学校陽春分校

(ウ) R6. 6：徳島県立しらさぎ中学校

(エ) R6. 7：群馬県立みらい共創中学校

ウ 公表

(ア) R6. 1. 5 新春知事記者会見…県立夜間中学の設置とともに、多様な学びの場の充
実・連携を図る。

(イ) R6. 2. 6 教育長記者会見…県立学悠館高等学校内に設置し、R8. 4の開校を目指す。

エ ニーズ調査

(ア) 令和元（2019）年度「夜間中学」に関するニーズ調査（R1. 10. 1～12. 31）

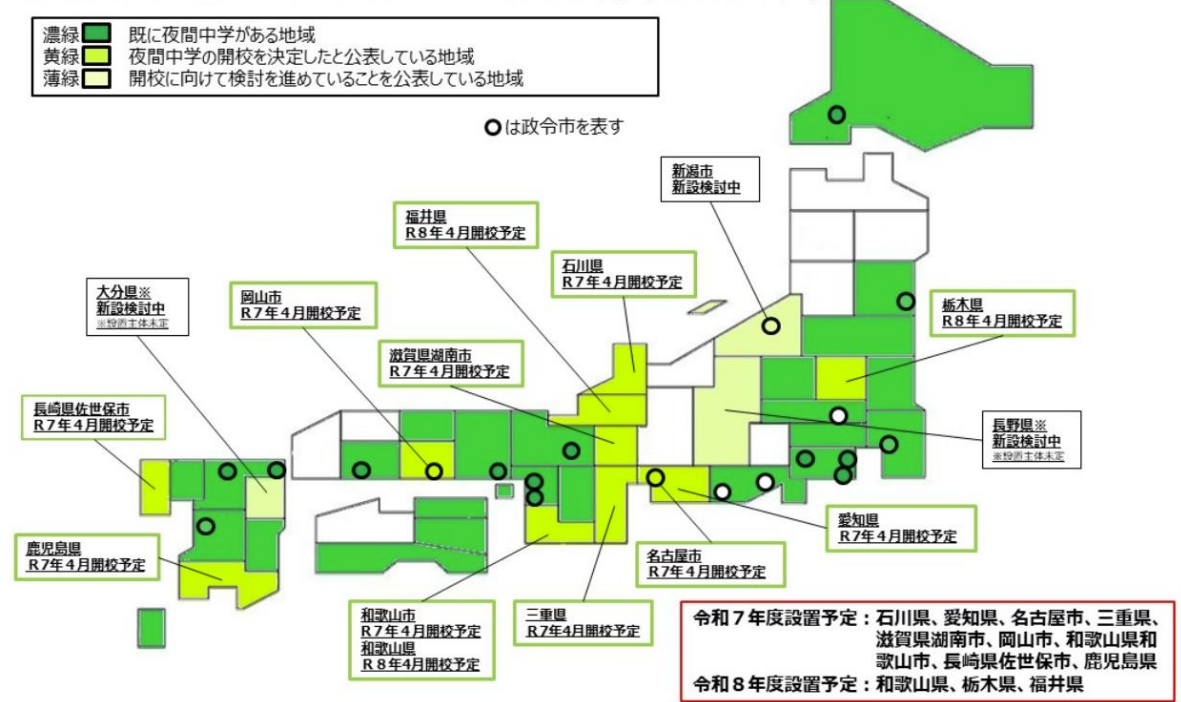
(イ) 令和 6（2024）年度「多様な学び」のニーズ調査（R6. 5. 10～6. 14）

(2) 今後の予定

年 度	内 容
令和 6 (2024)年度	○県立夜間中学設置に関する基本計画策定 ○県立夜間中学の学校名決定 ○県立夜間中学の説明会実施 ○「栃木県立学校の設置及び管理に関する条例」改正
令和 7 (2025)年度	○教育課程の編成（授業科目・時数、校則、学校行事等） ○教科書・教材の選定 ○校歌・校章の作成 ○県立夜間中学の入学希望者説明会（生徒募集） ○必要な施設の整備・改修、物品の調達
令和 8 (2026)年度	○4 月 県立夜間中学開校

夜間中学の設置・検討状況

既設夜間中学一覧（R6年4月時点） 31都道府県(18)・指定都市(13)に53校



都道府県	設置主体	学校名
北海道	札幌市	星友館（せいゆうかん）中学校
宮城県	仙台市	南小泉（みなみこいずみ）中学校
福島県	福島市	福島第四（だいよん）中学校天神（てんじん）スクール
茨城県	常総市	水海道（みづかいどう）中学校
群馬県	群馬県	みらい共創（きょうそう）中学校
埼玉県	川口市	芝西（しばにし）中学校陽春（ようしゅん）分校
千葉県	千葉市	真砂（まさご）中学校かがやき分校
	市川市	大洲（おおす）中学校
	松戸市	第一（だいいち）中学校みらい分校
東京都	墨田区	文花（ぶんか）中学校
	大田区	桃谷（とうじや）中学校
	世田谷区	三宿（みしゆく）中学校
	荒川区	第九（だいきゅう）中学校
	足立区	第四（だいよん）中学校
	葛飾区	双葉（ふたば）中学校
	江戸川区	小松川（こまつがわ）中学校
	八王子市	第五（だいが）中学校
神奈川県	横浜市	蒔田（まいた）中学校
	川崎市	西中原（にしなかはら）中学校
	相模原市	大野南（おおのみなみ）中学校分校
静岡県	静岡県	静岡県立ふじのくに中学校
京都府	京都市	洛友（らくゆう）中学校
大阪府	大阪市	天満（てんま）中学校
		東生野（ひがしいくの）中学校
		心和（しんわ）中学校
	堺市	殿馬場（とのばば）中学校
	岸和田市	岸城（きしき）中学校

都道府県	設置主体	学校名
大阪府	豊中市	第四（だいよん）中学校
	守口市	さつき学園
	八尾市	八尾（やお）中学校
	泉佐野市	佐野（さの）中学校
	東大阪市	布施（ふせ）中学校
		意岐部（おきべ）中学校
兵庫県	神戸市	丸山（まるやま）中学校西野（にし）分校
		兵庫（ひょうご）中学校北分校
	姫路市	あかつき中学校
	尼崎市	成良（せいりょう）中学校琴城（きんじょう）分校
奈良県	奈良市	春日（かすが）中学校
	天理市	北（きた）中学校
	橿原市	畝傍（うねび）中学校
鳥取県	鳥取県	まなびの森学園（もりがくえん）
広島県	広島市	観音（かんおん）中学校
		二葉（ふたば）中学校
徳島県	徳島県	徳島県立しらさぎ中学校
香川県	三豊市	高瀬（たかせ）中学校
高知県	高知県	高知県立高知国際（こうちこくさい）中学校
福岡県	北九州市	ひまわり中学校
	福岡市	福岡（ふくおか）きぼう中学校
	大牟田市	宅峰（たくほう）中学校ほしぞら分校
佐賀県	佐賀県	彩志学舎（さいしがくしゃ）中学校
熊本県	熊本県	ゆうあい中学校
宮崎県	宮崎市	ひなた中学校
沖縄県	学校法人	珊瑚舎（さんごしゃ）スコール東表（あがりおもて）中学校

令和 2 (2020) 年 3 月

令和元(2019)年度「夜間中学」に関するニーズ調査結果（概要）

栃木県教育委員会事務局総務課教育政策担当

1 目的

本県における中学校夜間学級(以下「夜間中学」)の設置にかかる需要及び課題等の現状を把握する

2 方法

- ・調査期間 令和元(2019)年10月7日(月)から令和元(2019)年12月25日(水)まで
- ・調査対象 県内在住の方(外国人を含む)
- ・調査方法 アンケートはがき付きリーフレットを配布及び啓発用ポスターを掲示
493箇所(ポスターのみも含む)計40,257枚配布
- ・有効回答数 960通(日本語版877通、英語版28通、中国語版14通、ベトナム語版12通、ポルトガル語版29通)

3 結果

○「夜間中学」があったらよいと思うか。

思う…853通(88.9%) 思わない…104通(10.8%) 無回答…3通(0.3%)

(参考)「思う」(853通)の内訳

居住地別 (上位5市町)		国籍別 (上位5カ国)		年齢別	
宇都宮市	457通	日本	724通	15～19歳	172通
栃木市	63通	ベトナム	17通	20～29歳	96通
小山市	46通	中国	17通	30～39歳	81通
真岡市	39通	ブラジル	16通	40～49歳	173通
鹿沼市	32通	ペルー	13通	50～59歳	128通
				60歳以上	194通
				無回答	9通

○「夜間中学」があったらよいと思うのはなぜか。(「思う」と回答した人のみ複数回答)

自分が通いたい…197通(23.1%)

家族や親族に通わせたい人がいる…91通(10.7%)

友人や知人などに通いたいという人がいる…154通(18.1%)

その他…466通(54.6%)

(参考)「自分が通いたい」(197通)の内訳

- ・居住地別に見ると、宇都宮市在住の方が最も多く、次いで、栃木市、鹿沼市の順。
- ・日本国籍の方が6割以上を占めている。
- ・年齢層別では、15～19歳が最も多く、次いで20～29歳、60歳以上の順。

(参考)「その他」(466通)の例

- ・より多くの人に勉強できる機会があると良いと思うから。
- ・外国籍の人や様々な理由で学習ができなかった人のために。
- ・不登校の増加、外国籍の保護者の増加に伴い、学びの機会があれば勧めたいと思っているから。

令和 6 (2024) 年 7 月 12 日

令和 6 (2024) 年度「多様な学び」のニーズ調査結果

栃木県教育委員会事務局義務教育課

0 調査概要

(1) 目的

「中学校の学習内容をもう一度学びたい」、「日本語を学習したい」など、幅広い学びのニーズを把握し、様々な学びを求める方への支援の在り方を検討するため。

(2) 概要

- ① 期間 令和 6 (2024) 年 5 月 10 日 (金) から同年 6 月 14 日 (金) まで
- ② 対象 県内在住の以下の方
- ・ 学齢期に十分な教育を受けられなかった方 (義務教育未修了者、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方)
 - ・ 日本語習得に困難がある外国籍の方 (母国において中学校卒業資格を有する方と有しない方)
- ③ 方法 二次元コード付リーフレットを配布 (多言語フォーム)
- ※ リーフレット配布場所
県及び市町の公共施設、高齢者や就学者を支援する機関、外国人支援機関、道の駅 等

(3) 項目

◆ 属性

- ① 国籍 ② 年齢 ③ 性別 ④ 居住地

◆ 学び (直し) の目的や内容 (複数回答)

- ・ 高等学校に進学するため中学校段階の学習内容をもう一度学びたい
- ・ 進学に関わらず、中学校までの学習内容をもう一度学びたい
- ・ 興味のある科目だけを学びたい (歴史、絵画など)
- ・ 就学や進学のために必要な日本語を学びたい
- ・ 日常生活を送るために必要な日本語を学びたい
- ・ 生活や就職のために必要な知識や技能を学びたい (英会話、パソコンなど)
- ・ 生活を豊かにする知識や技能を学びたい
- ・ その他 (具体的に :)

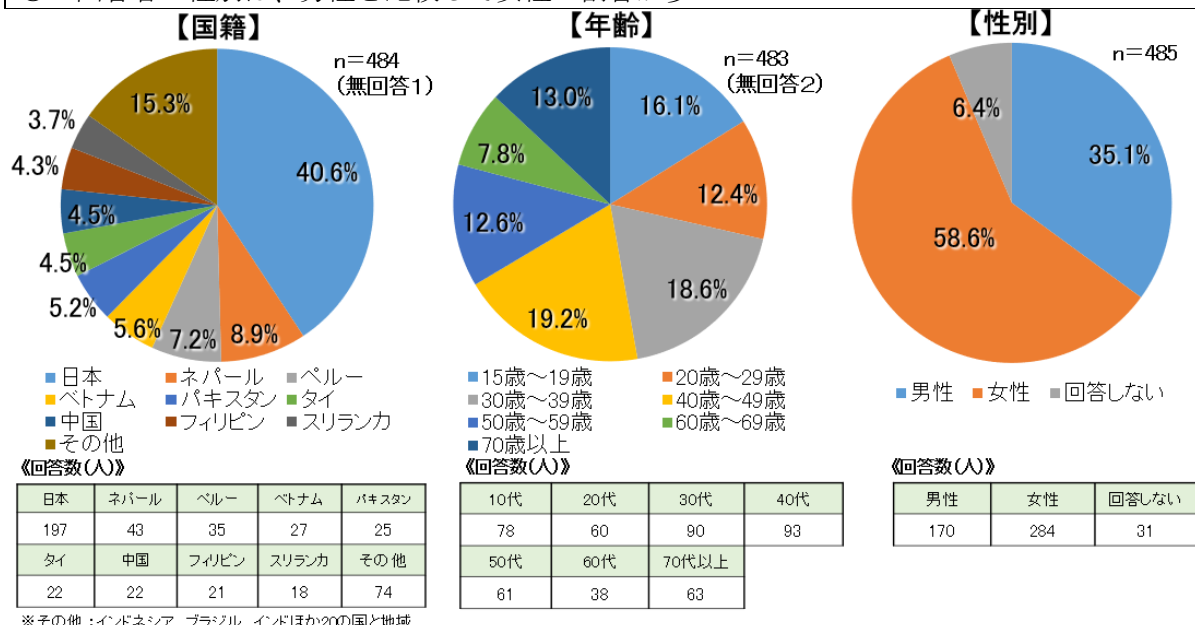
◆ 自由記述

(4) 有効回答数

485 件 (日本語 308 件、英語 78 件、中国語 14 件、ベトナム語 14 件、ポルトガル語 11 件、スペイン 32 件、フランス語 1 件、韓国語 2 件、インドネシア語 7 件、シンハラ語 1 件、ネパール語 3 件、タイ語 14 件)

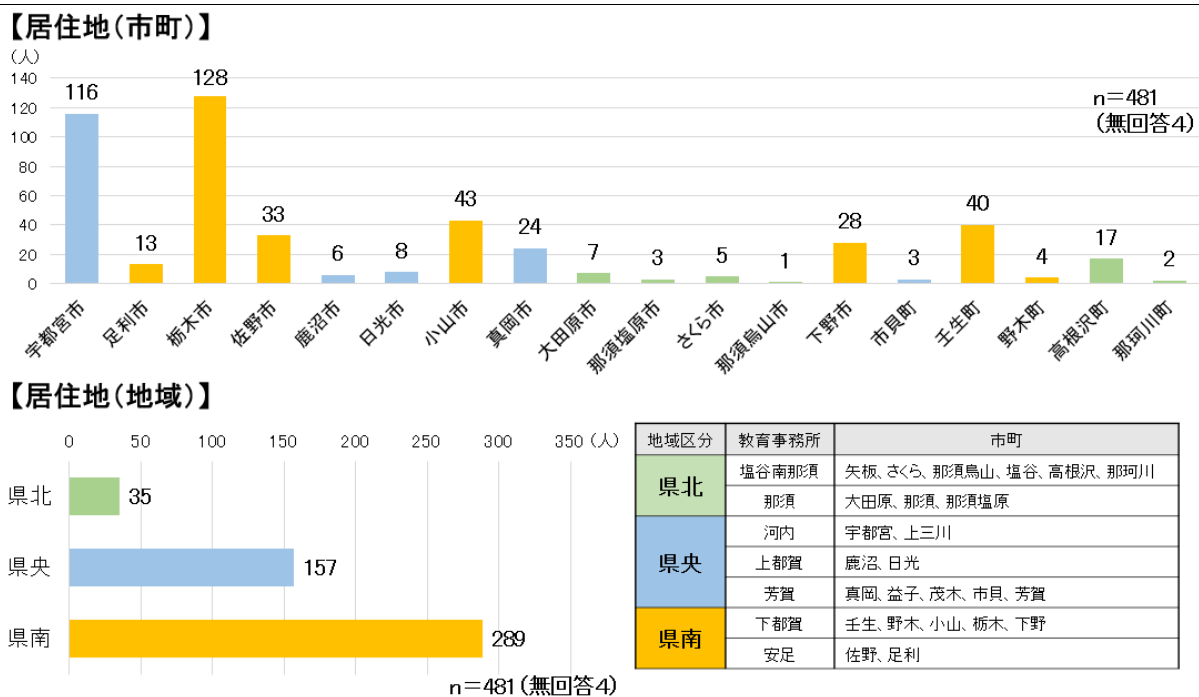
1—(1) 回答者属性（国籍・年齢・性別）

- 回答者の国籍は、日本国籍がおおよそ4割を占め、外国籍では、ネパール（8.9%）、ペルー（7.2%）、ベトナム（5.6%）、パキスタン（5.2%）、タイ（4.5%）、中国（4.3%）、フィリピン（3.7%）、スリランカ（3.7%）の順に多い
- 回答者の年齢は、40代（19.2%）が最も多く、30代（18.6%）、15～19歳（16.1%）と続く
- 回答者の性別は、男性と比較して女性の割合が多い



1—(2) 回答者属性（居住地）

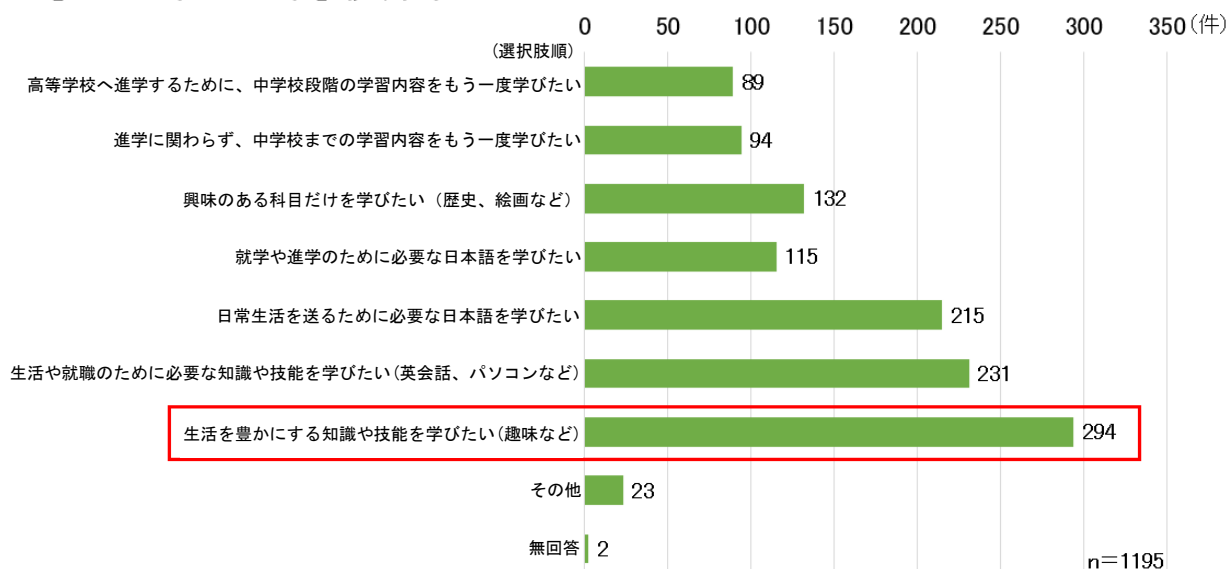
- 回答者の居住地は、栃木市（128人）が最も多く、宇都宮市（116人）、小山市（43人）、壬生町（40人）と続く
- 地域別に見ると、県南地区（289人）が最も多く、次いで県央地区（157人）となっている



2-1(1) 学びたい目的や内容（全体）

- 学びたい目的や内容は、「生活を豊かにする知識や技能を学びたい（趣味など）」（294件）が最も多く、次いで「生活や就職のために必要な知識や技能を学びたい」（231件）となっている

【学びたい目的や内容】（複数回答）

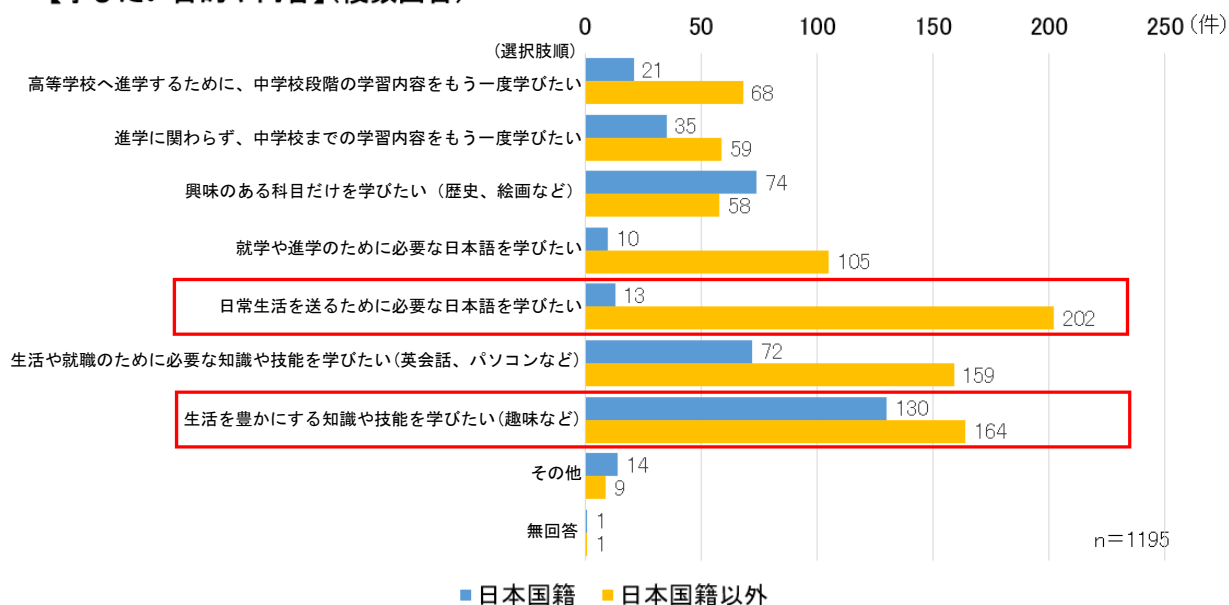


※「その他」の例：暇な時間を学べる時間にしたい、地域のこと、体操(健康のため)、災害対策、友だちをつくりたい など

2-1(2) 学びたい目的や内容（国籍別）

- 国籍別にみると、日本国籍では、「生活を豊かにする知識や技能を学びたい」（130件）が最も多い
 ○ 日本国籍以外では、「日常生活を送るために必要な日本語を学びたい」（202件）が最も多い

【学びたい目的や内容】（複数回答）



■ 日本国籍 ■ 日本国籍以外

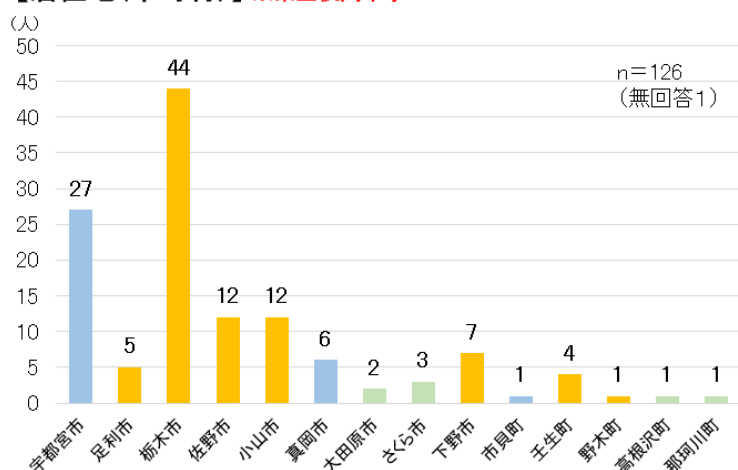
3 自由記述（抜粋）

- ・もう一度学び直したい。若い時は、生きるために精一杯だった。（70代以上、日本）
- ・諸事情があり教育を受けることができなかったので学び直したい。（70代以上、日本）
- ・不登校期間があり、その期間の学習が薄い状態になってしまっているの、公的な機関で学び直しができるのなら、希望したい。（40代、日本）
- ・不登校により、義務教育期間にきちんとした学習が受けられなかった方々にも、少し遅れてしまっても、学べる機会を作って頂きたいです。（30代、日本）
- ・進学に関わらず、また学びたいと思った時の選択肢のひとつとして存在していただけたらいいと思います。（10代、日本）
- ・学びたい人たちが、その人たちの生活に寄り添った形で、学べる環境があることが良いと思います。（50代、日本）
- ・平日の夜に授業があったらいいのになあ。（50代、ペルー）※スペイン語の回答を翻訳
- ・ホームルームや会話の時間やクラスメイトとの交流があれば嬉しいです。（50代、日本）
- ・昼間は就業していて通学が困難な人のために、オンライン会議ツール等を使用して学校以外の場所で授業が受けられるようになると良い。（30代、日本）
- ・宇都宮市にも夜間中学を出来れば作っていただきたいです。通学しやすいので。（30代、ブラジル）
- ・幼い子供が2人いるので、日常生活で使える日本語を学びたいです。（30代、ペルー）※スペイン語の回答を翻訳
- ・出身国で勉強した分野でスキルをさらに伸ばすために日本語を学び、個人的および職業的向上に役立てたいと考えています。（40代、ペルー）※スペイン語の回答を翻訳
- ・日常生活や職場でのコミュニケーションを円滑にするために、日本語を学びたい。（30代、ペルー）※スペイン語の回答を翻訳
- ・日本に住んでいる外国人の親御さんの多くは日本語が上手く話せないの、子どもの行事や集会に全部参加することはできませんが、将来、異文化を共有できることが大事だと思います。（40代、ペルー）※スペイン語の回答を翻訳
- ・専門的なキャリアを学ぶために、日本語を学びたいです（20代、ベネズエラ）※スペイン語の回答を翻訳
- ・日本語を流暢に勉強して、日本のみんなに理解してもらえようになりたいです（40代、ボリビア）※スペイン語の回答を翻訳
- ・日本が好きで日本にいたいからいっぱい勉強したい（20代、アフガニスタン）
- ・アルバイトや仕事に関する単語を学びたい。（10代、中国）
- ・セミナーや講義など、フォーマルなイベントにおける公式の日本語を学びたい。（40代、インドネシア）※インドネシア語の回答を翻訳

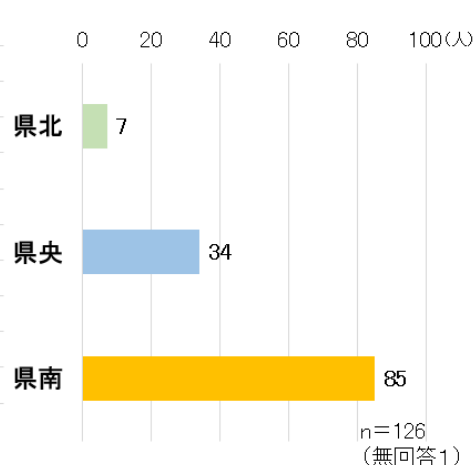
4-1(1) 分析（県立夜間中学関係 ―居住地―）

- 求める学びの目的や内容として、県立夜間中学に係る学びのニーズの可能性のある「高等学校へ進学するために、中学校段階の学習内容をもう一度学びたい」及び「進学に関わらず、中学校までの学習内容をもう一度学びたい」のいずれかを選択した方（127人）の属性を分析
- 居住地では、栃木市（44人）が最も多く、次いで宇都宮市（27人）となっている
- 地域別にみると、県南地域（85人）が最も多く、次いで県央地域（34人）となっている

【居住地(市町村)】※県立夜間中学ニーズ



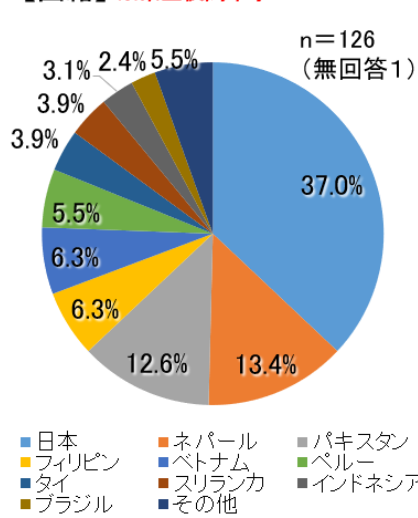
【居住地(地域)】※県立夜間中学ニーズ



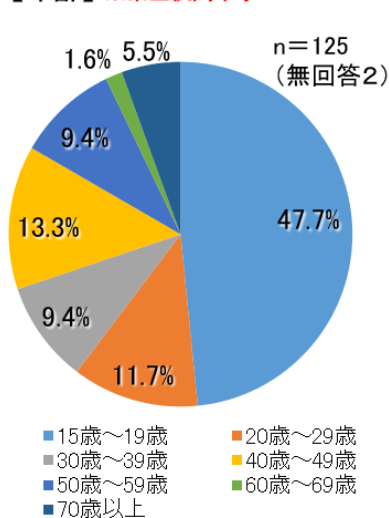
4-1(2) 分析（県立夜間中学関係 ―国籍・年齢―）

- 国籍では、日本国籍が約4割で、外国籍では、ネパール（13.4%）、パキスタン（12.6%）、フィリピン（6.3%）、ベトナム（6.3%）、ペルー（5.5%）、タイ（3.9%）、スリランカ（3.9%）、インドネシア（3.1%）の順となっている。
- 年齢では、15～19歳（47.7%人）が最も多く、次いで40代（13.3%）、20代（11.7%）の順となっている
- 性別は、男女ほぼ同数となっている

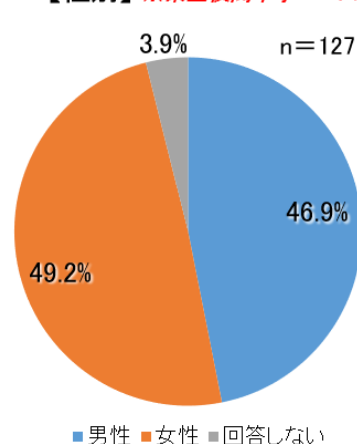
【国籍】※県立夜間中学ニーズ



【年齢】※県立夜間中学ニーズ



【性別】※県立夜間中学ニーズ

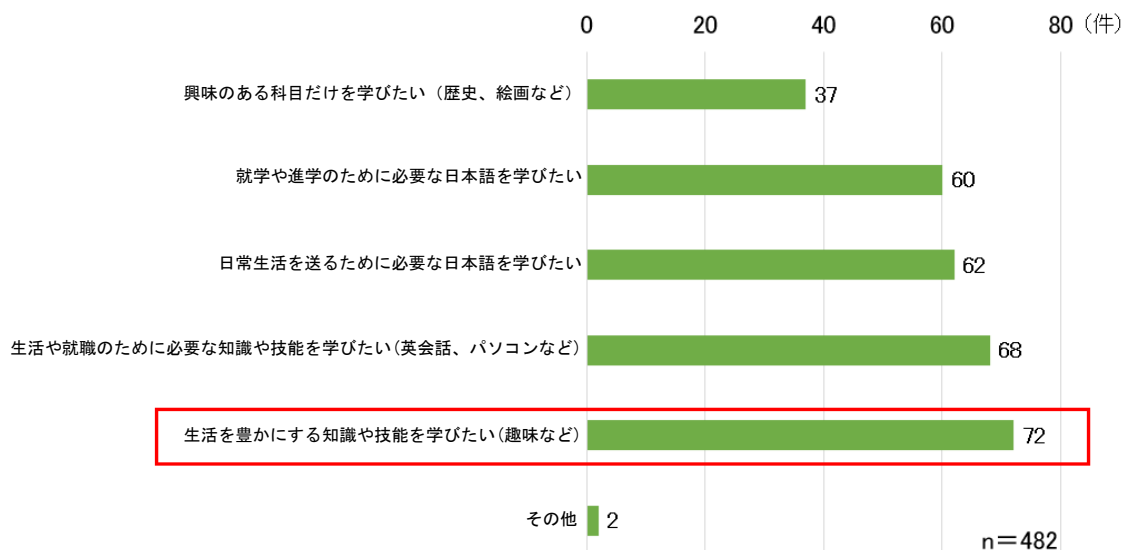


※その他：インド、アフガニスタン、中国、モンゴル、ホンジュラス

4-1(1) 分析（県立夜間中学関係 ―学びの目的等―）

○ 県立夜間中学に係る学びのニーズの可能性のある回答をした方が、そのほかに求める学びの目的や内容は、「生活を豊かにする知識や技能を学びたい（趣味など）」（72件）が最も多く、次いで「生活や就職のために必要な知識を学びたい（英会話、パソコンなど）」となっている

【学びの目的や内容】※県立夜間中学ニーズ



※「その他」：不登校からの学び直し、日常会話をする上で一般常識と思わしき事についてわからないことが多く、会話が成立しないので教養を身につけたい

夜間中学に関する政府方針等

1 関係法令

○義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（抄）
（平成28年法律第105号）

（基本理念）

第3条 教育機会の確保等に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

（一～三 略）

四 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。

（五 略）

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、教育機会の確保等に関する施策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第7条 文部科学大臣は、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下この条において「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 教育機会の確保等に関する基本的事項
- 二 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項
- 三 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項

四 その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

（3～4 略）

（就学の機会の提供等）

第14条 地方公共団体は、学齢期を経過した者（その者の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間を経過した者をいう。次条第二項第三号において同じ。）であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

（協議会）

第15条 都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村は、前条に規定する就学の機会の提供その他の必要な措置に係る事務についての当該都道府県及び当該市町村の役割分担に関する事項の協議並びに当該事務の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 都道府県の知事及び教育委員会
- 二 当該都道府県の区域内の市町村の長及び教育委員会
- 三 学齢期を経過した者であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちその機会の提供を希望する者に対する支援活動を行う民間の団体その他の当該都道府県及び当該市町村が必要と認める者

- 3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

○ 義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）（平成29年3月改正）

（教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担）

第二条国は、毎年度、各都道府県ごとに、公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第六条に規定する施設を含むものとし、以下「義務教育諸学校」という。）に要する経費のうち、次に掲げるものについて、その実支出額の三分の一を負担する。ただし、特別の事情があるときは、各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。

一 市（特別区を含む。）町村立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条に掲げる職員の給料その他の給与（退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。）及び報酬等に要する経費（以下「教職員の給与及び報酬等に要する経費」という。）

二（略）

三都道府県立の義務教育諸学校（前号に規定するものを除く。）に係る教職員の給与及び報酬等に要する経費（学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席していると認められる児童又は生徒に対して特別の指導を行うための教育課程及び夜間その他特別の時間において主として学齢を経過した者に対して指導を行うための教育課程の実施を目的として配置される教職員に係るものに限る。）

2 文部科学省指針

○義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（抄）
（平成29年3月31日文部科学省）

1、2（略）

3. 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項

夜間中学等における就学の機会の提供等については、次に掲げる施策等を実施する。

（1）夜間中学等の設置の促進等

① 設置の促進

法第14条では、全ての地方公共団体に夜間中学等の設置を含む就学機会の提供その他の必要な措置を講ずることが義務づけられている一方、平成28年度現在、夜間中学は8都府県25市区31校の設置に止まっている。このため、全ての都道府県に少なくとも一つは夜間中学等が設置されるよう、また、その上で、更に各地方公共団体においてニーズを踏まえた取組が進むよう、夜間中学等の設置に係るニーズの把握や設置に向けた準備の支援、法第15条に規定する都道府県及び市町村の役割分担に関する事項の協議等を行うための協議会の設置・活用、広報活動などを推進する。また、平成29年度から新たに、市町村が設置する場合だけでなく、都道府県が設置する場合においても、夜間中学等に係る教職員給与費の3分の1を国庫負担することとしたところであり、都道府県立によるものも含め、夜間中学等の設置を促す。

（中略）

（2）夜間中学等における多様な生徒の受け入れ

夜間中学等については、戦後の混乱期の中で様々な事情により義務教育未修了のまま学齢を超過した者に対して教育の機会を提供してきた。現在、このような義務教育未修了者に加えて、本国において義務教育を修了していない外国籍の者、また、不登校など様々な事情から実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により卒業した者で、中学校等で学び直すことを希望する者を受け入れ、教育機会の提供を行うことが期

待されている。

さらに、不登校児童生徒の多様な教育機会を確保する観点から、不登校となっている学齢生徒を、本人の希望を尊重した上で夜間中学等で受け入れることも可能である。

引き続き、各地域の実情を踏まえつつ、法第15条に規定する協議会の活用や必要な環境整備の推進などにより、夜間中学等における教育活動を充実させるとともに、受け入れる生徒の拡大が図られるよう取り組む。

3 国会答弁

○令和3年1月25日 第204回通常国会衆議院予算委員会

＜質問（要旨）＞遠山 清彦 委員（公明・比例九州）

様々な事情から義務教育を受けられなかった方々、外国人の方々、不登校の子供たちに学びの機会を提供する夜間中学を、来年度からの5年間で、全ての都道府県、指定都市に少なくとも1校を設置するという目標達成を目指していただきたい。

＜答弁（全文）＞菅 義偉 内閣総理大臣

夜間中学は、高齢の方や不登校の経験者など十分な教育を受けられなかった方々に対し、また、日本で生活する外国人の方々を受け入れる重要な役割を果たしている、このように認識しています。

引き続き、夜間中学の教育活動を支援するとともに、今後5年間で全ての都道府県・指定都市に夜間中学が少なくとも一つ設置される、このことを目指し、全国知事会や指定都市市長会の協力を得て、取り組んでいきたい、このように思います。